

**長野県告示第139号**

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成16年3月11日

長野県知事 田中康夫

- 1 起業者の名称
木島平村
- 2 事業の種類
地域文化振興施設木島平村中町展示館整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
下高井郡木島平村大字上木島字小田井及び字西浦地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)
地域文化振興施設木島平村中町展示館整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第32号に規定する地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業である。
 - (2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)
本件事業の起業者である木島平村は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。
 - (3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)
 - ア 本件事業の施行により得られる利益
木島平村内では、現在、多くのサークル等が文化活動を行っているが、活動の場はもとより、成果発表及び作品展示の場として使用できる施設が不足している。また、屋外においても、創作活動や各種イベントを行うことができ、かつ、住民の憩いの場としても活用できる施設がないため、住民同士の交流が十分に図られているとは言いがたい状況にある。そこで、木島平村では、住民の満足が得られるよう、これらへの対応策を検討してきたものである。さらに、村にゆかりがある洋画家から貴重な作品の寄贈の申し入れがあるが、村内には、作品の保存及び展示の可能な施設がないため、このままでは寄贈を受けても展示及び公開ができないのが実情である。
本件事業の施行により施設が整備されると、不足している文化活動の場の提供により、住民の参加の機会が増え、生涯学習活動全体の活性化と住民個々の学習意欲の向上を図るこ

とができるとともに、当該施設を拠点とした屋内外での各種イベント等の開催により、住民同士の交流を深める機会も増えて地域の活性化につながる。また、著名な画家等の作品を常設展示又は企画展示することにより、住民の文化芸術への関心が高まることが期待される。

イ 本件事業の施行による影響

起業地は、集落の端部に位置し、神社、民家及び農地に隣接するが、本件事業により整備する展示館は、既存の住宅兼酒蔵を改修して使用し、野外展示広場及び駐車場は、最小限の造成により整備するものとしているため、周辺の土地利用や地区住民の生活環境への影響は軽微であると認められる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件(土地を収用することの必要性)**ア 本件事業を早期に施行する必要性**

木島平村においては、以前から、文化活動を行う人々を中心とした多くの住民から文化施設の整備に対する強い要望が出されており、また、美術館のように絵画等の常設展示又は企画展示が可能な施設がないことが懸案でもあったことから、本件事業は、早急に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

木島平村は、本件事業によって起業地内の既存建物とその敷地を最有効利用できると判断しており、一方、野外展示広場は、展示館本体と一体化させることとし、駐車場の規模は、利用者見込数を基に算定した台数に対応するものとしているため、本件事業に係る起業地の範囲は適正な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上にかんがみれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

木島平村役場

企画課

長野県告示第140号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成16年3月11日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

| 事業所の名称 | 所在地 | 指定した年月日 |
|-----------------------------|-------------------|-----------|
| 訪問介護センターほがらか | 長野市青木島1丁目17番1 | 平成16年3月1日 |
| かがやき福祉センターつくしの里 | 長野市川中島町上水鉋1400番地1 | 〃 〃 |
| アトム在宅ケアセンター長野 | 長野市青木島2丁目1番地3号 | 〃 〃 |
| ヘルパーステーション岩村田 | 佐久市岩村田802番地1 | 〃 〃 |
| ヘルパーステーションあいおい | 小諸市古城3丁目3番地12号 | 〃 〃 |
| J A信州諏訪指定訪問介護事業所「蓼科」 | 茅野市北山4808番地1 | 〃 〃 |
| J A信州諏訪指定訪問介護事業所「霧ヶ峰」 | 諏訪市豊田1213番地1 | 〃 〃 |
| 有限会社ほほ笑み介護支援センター | 上田市福田32番地10 | 〃 〃 |
| コープながの福祉センター長野北ホームヘルプステーション | 長野市北長池2039番地 | 〃 〃 |

(2) 訪問入浴介護

| 事業所の名称 | 所在地 | 指定した年月日 |
|---------------|----------------|-----------|
| アトム在宅ケアセンター長野 | 長野市青木島2丁目1番地3号 | 平成16年3月1日 |

(3) 通所介護

| 事業所の名称 | 所在地 | 指定した年月日 |
|-----------------------|------------------|-----------|
| 夢の家デイ | 松本市神林古町1871番地1 | 平成16年3月1日 |
| こまネット梨の木 | 駒ヶ根市梨の木15613番地5 | 〃 〃 |
| 宅幼老所つかばら | 佐久市塚原1888番地7 | 〃 〃 |
| 茅野市北部デイサービスセンター | 茅野市北山4808番地1 | 〃 〃 |
| 医療法人宮沢医院デイサービスグリーンテラス | 長野市吉田2丁目8番1号 | 〃 〃 |
| 宅幼老所幸の家 | 東筑摩郡四賀村反町498番地18 | 〃 〃 |

(4) 痴呆対応型共同生活介護

| 事業所の名称 | 所在地 | 指定した年月日 |
|----------------|-------------------|-----------|
| グループホーム・せせらぎの家 | 茅野市宮川6327番地1 | 平成16年3月1日 |
| グループホーム波田の家 | 東筑摩郡波田町下原9465番地1 | 〃 〃 |
| グループホームふきんと | 下高井郡木島平村穂高2895番地8 | 〃 〃 |

(5) 福祉用具貸与

| 事業所の名称 | 所在地 | 指定した年月日 |
|------------------|----------------|-----------|
| アットライフ株式会社 | 上田市大屋311番地 | 平成16年3月1日 |
| アトム在宅ケアセンター長野 | 長野市青木島2丁目1番地3号 | 〃 〃 |
| 有限会社ほほ笑み介護支援センター | 上田市福田32番地10 | 〃 〃 |
| 合資会社堀米家具福祉用具貸与部 | 伊那市伊那3462番地4 | 〃 〃 |

2 指定居宅介護支援事業者

| 事業所の名称 | 所在地 | 指定した年月日 |
|-------------------------|------------------------------|-----------|
| アトム在宅ケアセンター長野 | 長野市青木島2丁目1番地3号 | 平成16年3月1日 |
| 株式会社コムスン岡谷ケアセンター | 岡谷市長地源2丁目4番40号レジデンス923長地A-1号 | 〃 〃 |
| J A信州諏訪指定居宅介護支援事業所「蓼科」 | 茅野市北山4808番地1 | 〃 〃 |
| J A信州諏訪指定居宅介護支援事業所「霧ヶ峰」 | 諏訪市豊田1213番地1 | 〃 〃 |
| 有限会社ほほ笑み介護支援センター | 上田市福田32番地10 | 〃 〃 |

高齡福祉課

長野県告示第141号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条及び第82条の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者からその事業所を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成16年3月11日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

| 事業所の名称 | 所在地 | 廃止した年月日 |
|----------------------|---------------|------------|
| 橋爪接骨院ほほ笑み介護支援センター | 上田市福田32番地10 | 平成16年2月29日 |
| J A 諏訪みどり指定訪問介護事業所 | 茅野市北山4808番地 1 | ” ” |
| J A 諏訪湖ヘルパーステーションすわこ | 諏訪市豊田1213番地 1 | ” ” |

(2) 通所介護

| 事業所の名称 | 所在地 | 廃止した年月日 |
|-----------------|---------------|------------|
| 茅野市北部デイサービスセンター | 茅野市北山4808番地 1 | 平成16年2月29日 |

2 指定居宅介護支援事業者

| 事業所の名称 | 所在地 | 廃止した年月日 |
|----------------------|---------------|------------|
| 橋爪接骨院ほほ笑み介護支援センター | 上田市福田32番地10 | 平成16年2月29日 |
| J A 諏訪みどり指定居宅介護支援事業所 | 茅野市北山4808番地 1 | ” ” |
| J A 諏訪湖指定居宅介護支援事業所 | 諏訪市豊田1213番地 1 | ” ” |

高齢福祉課

長野県告示第142号

個別的労使紛争に係るあっせんに関する要綱（平成14年長野県告示第150号）の一部を次のように改正します。
平成16年3月11日

長野県知事 田 中 康 夫

第1条中「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」に改める。
第12条中「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」に、「企業職員」を「企業職員、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第47条の職員」に、「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第3条第2項」を「第3条第4号」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、第12条の改正規定中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める部分及び「第3条第2項」を「第3条第4号」に改める部分は、平成16年4月1日から施行する。

労 政 課

長野県告示第143号

昭和50年長野県告示第97号（騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定）の一部を次のように改正します。
平成16年3月11日

長野県知事 田 中 康 夫

第1表の小県郡丸子町の項を次のように改める。

| | | | | |
|--------|------------------------------|--|-------------------------------|------|
| 小県郡丸子町 | 第一種低層住居専用地域 付表の小県郡丸子町の項の1の地域 | 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 付表の小県郡丸子町の項の2の地域 | 近隣商業地域 準工業地域 付表の小県郡丸子町の項の3の地域 | 工業地域 |
|--------|------------------------------|--|-------------------------------|------|

第1表の付表の小県郡丸子町の項を次のように改める

| | | |
|--------|---|--|
| 小県郡丸子町 | 1 | 小県郡丸子町のうち、次に掲げる地域 ア 大字塩川字北原、字井戸下、字前田、字壺丁田及び字稲羽の各一部 イ 大字長瀬字中平、字古城、字亀田、字前田、字屋敷及び字笹田並びに字上平及び字塚田の各一部 ウ 大字生田字荒谷、字中井、字三角及び字猿在池並びに字二ツ井戸、字山根、字陳場及び字宿畑の各一部 エ 大字上丸子字山の神の一部 オ 大字腰越字宮原及び字道久並びに字桐ノ木の一部 |
| | 2 | 小県郡丸子町のうち、次に掲げる地域 ア 大字塩川字稲羽、字辺田二丁目及び字山道の各一部 イ 大字長瀬字ハッ口及び字塚田の各一部 ウ 大字生田字土堂、字中河原及び字下河原並びに字竹ノ花、字深町、字外河原、字道添及び字宿畑の各一部 |

| | |
|---|---|
| | <p>エ 大字下丸子字池田、字壺町田、字塚田及び字ハツ口並びに字東川の一部</p> <p>オ 大字中丸子字下山岸、字宮ノ前、字榎村屋敷、字竹ノ花、字山岸、字上山岸、字舞臺、字鳥居田、字竹原田、字五反田、字横負、字蟹田、字下中沢及び字勢戸並びに字寺浦、字松葉田、字大角、字開戸、字隅田及び字洲崎の各一部</p> <p>カ 大字上丸子字藤塚及び字くら保称並びに字大はざま、字腰、字五里、字大木口、字横沢及び字水ノ手の各一部</p> <p>キ 大字腰越字神明開土及び字東横沢並びに字十メ石、字東町、字中町、字西町、字一本木、字清水尻、字六反田、字部屋田、字辻開土、字西横沢及び字下川原の各一部</p> <p>ク 大字西内字落合、字土合、字原かいと、字道仙かいと、字湯端、字御殿、字宮脇、字松ノ木、字久保、字中田及び字十二並びに字久瀬添、字柿ノ木、字せき下、字原前、字雀原、字町屋敷及び字日影の各一部</p> <p>ケ 大字平井字八郎沢、字山ノ神及び字唐沢口の各一部</p> |
| 3 | <p>小県郡丸子町のうち、次に掲げる地域</p> <p>ア 大字生田字坂下、字竹ノ花、字深町、字外河原及び字宿畑の各一部</p> <p>イ 大字腰越字淵ノ上及び字花ヶ石並びに字六反田、字部屋田、字辻開土、字西横沢及び字下川原の各一部</p> <p>ウ 大字東内字下川原及び字湯川原の各一部</p> |

第3表の小県郡丸子町の項を次のように改める。

| | | | |
|--------|---------------------------------------|--|------------------------------------|
| 小県郡丸子町 | 第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 | 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 付表の小県郡丸子町の項の1の地域 | 近隣商業地域 準工業地域 工業地域 付表の小県郡丸子町の項の2の地域 |
|--------|---------------------------------------|--|------------------------------------|

第3表の付表の小県郡丸子町の項を次のように改める。

| | | |
|--------|---|---|
| 小県郡丸子町 | 1 | <p>小県郡丸子町のうち、次に掲げる地域</p> <p>ア 大字西内字久瀬添の一部 字石原の一部 字柿ノ木 字せき下の一部 字原前の一部 字雀原の一部 字町屋敷の一部 字日影の一部 字落合の一部 字土合 字原かいと 字道仙かいと 字寺沢の一部 字湯端 字御殿 字宮脇 字松ノ木 字久保 字中田 字十二 字洪田見の一部 字山ノ神の一部 字下原の一部 字裏山の一部 字八久保の一部</p> <p>イ 大字平井字八郎沢の一部 字山ノ神の一部 字唐沢口の一部</p> <p>ウ 大字腰越字十メ石の一部 字東町の一部 字中町の一部 字西町の一部 字一本木の一部 字清水尻の一部 字紅付の一部 字宮原 字神明開土 字六反田の一部 字部屋田の一部 字辻開土の一部 字西横沢の一部 字下川原の一部 字東横沢 字道久 字桐ノ木の一部</p> <p>エ 大字上丸子字大はざまの一部 字藤塚 字腰の一部 字五里の一部 字くら保称 字大木口の一部 字横沢の一部 字山の神の一部 字水ノ手の一部</p> <p>オ 大字中丸子字下山岸 字宮ノ前 字榎村屋敷 字竹ノ花 字山岸 字上山岸 字寺浦の一部 字松葉田の一部 字舞臺 字鳥居田 字竹原田 字五反田 字横負 字蟹田 字下中沢 字勢戸 字大角の一部 字開戸の一部 字隅田の一部 字洲崎の一部</p> <p>カ 大字下丸子字東川の一部 字池田 字壺町田 字塚田 字ハツ口</p> <p>キ 大字生田字竹ノ花の一部 字深町の一部 字土堂 字中河原 字下河原 字外河原の一部 字中城の一部 字道添の一部 字荒谷 字二ツ井戸 字中井 字山根の一部 字三角 字陳場の一部 字猿在池 字宿畑の一部</p> <p>ク 大字長瀬字上平の一部 字中平 字古城 字ハツ口の一部 字塚田の一部 字亀田 字前田 字屋敷 字笹田の一部 字宇遠坂の一部 字藁田の一部 字山根の一部 字東屋敷の一部 字矢ノ沢の一部 字逸見の一部 字水押の一部 字宮原の一部 字押し出しの一部</p> <p>ケ 大字塩川字北原の一部 字前田の一部 字壺丁田の一部 字稲羽の一部 字辺田二丁目の一部 字山道の一部</p> |
| | 2 | <p>小県郡丸子町のうち、次に掲げる地域</p> <p>ア 大字東内字湯川原の一部</p> <p>イ 大字腰越字部屋田の一部 字淵ノ上 字花ヶ石 字辻開土の一部 字下川原の一部 字西横沢の一部</p> <p>ウ 大字生田字白欠の一部 字坂下の一部 字竹ノ花の一部 字深町の一部 字外河原の一部 字宿畑の一部</p> |

公害課

長野県告示第144号

平成11年長野県告示第182号（環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定）の一部を次のように改正します。

平成16年3月11日

長野県知事 田中康夫

本則の表のAの項中 「北佐久郡軽井沢町 第一種低層住居専用地域」を

| | |
|----------|---------------------------------------|
| 北佐久郡軽井沢町 | 第一種低層住居専用地域 |
| 小県郡丸子町 | 第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 |

に改め、同表のBの項中

付表の小県郡丸子町1の項の地域

を

第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 付表の小県郡丸子町1の項の地域

に改め、同表のCの項中

付表の小県郡丸子町2の項の地域

を

近隣商業地域 準工業地域 工業地域 付表の小県郡丸子町2の項の地域

に改め、同表付表の小県郡丸子町1の項及び小

県郡丸子町2の項を次のように改める。

| | |
|----------------|---|
| <p>小県郡丸子町1</p> | <p>小県郡丸子町のうち、次に掲げる地域 ア 大字西内字久瀬添の一部 字石原の一部 字柿ノ木 字せき下の一部 字原前の一部 字雀原の一部 字町屋敷の一部 字日影の一部 字落合の一部 字土合 字原かいと 字道仙かいと 字寺沢の一部 字湯端 字御殿 字宮脇 字松ノ木 字久保 字中田 字十二 字渋谷見の一部 字山ノ神の一部 字下原の一部 字裏山の一部 字八久保の一部 イ 大字平井字八郎沢の一部 字山ノ神の一部 字唐沢口の一部 ウ 大字腰越字十メ石の一部 字東町の一部 字中町の一部 字西町の一部 字一本木の一部 字清水尻の一部 字紅付の一部 字宮原 字神明開土 字六反田の一部 字部屋田の一部 字辻開土の一部 字西横沢の一部 字下川原の一部 字東横沢 字道久 字桐ノ木の一部 エ 大字上丸子字大はさまの一部 字藤塚 字腰の一部 字五里の一部 字くら保祢 字大木口の一部 字横沢の一部 字山の神の一部 字水ノ手の一部 オ 大字中丸子字下山岸 字宮ノ前 字樋村屋敷 字竹ノ花 字山岸 字上山岸 字寺浦の一部 字松葉田の一部 字舞臺 字鳥居田 字竹原田 字五反田 字横負 字蟹田 字下中沢 字勢戸 字大角の一部 字開戸の一部 字隅田の一部 字洲崎の一部 カ 大字下丸子字東川の一部 字池田 字老町田 字塚田 字ハッ口 キ 大字生田字竹ノ花の一部 字深町の一部 字土堂 字中河原 字下河原 字外河原の一部 字中城の一部 字道添の一部 字荒谷 字二ツ井戸 字中井 字山根の一部 字三角 字陳場の一部 字猿在池 字宿畑の一部 ク 大字長瀬字上平の一部 字中平 字古城 字ハッ口の一部 字塚田の一部 字亀田 字前田 字屋敷 字笹田の一部 字宇遠坂の一部 字藁田の一部 字山根の一部 字東屋敷の一部 字矢ノ沢の一部 字逸見の一部 字水押の一部 字宮原の一部 字押し出の一部 ケ 大字塩川字北原の一部 字前田の一部 字老丁田の一部 字稲羽の一部 字辺田二丁目的一部分 字山道の一部</p> |
| <p>小県郡丸子町2</p> | <p>小県郡丸子町のうち、次に掲げる地域 ア 大字東内字湯川原の一部 イ 大字腰越字部屋田の一部 字淵ノ上 字花ヶ石 字辻開土の一部 字下川原の一部 字西横沢の一部 ウ 大字生田字白欠の一部 字坂下の一部 字竹ノ花の一部 字深町の一部 字外河原の一部 字宿畑の一部</p> |

公害課

長野県告示第145号

長野県中小企業設備近代化資金貸付規程（昭和42年長野県告示第654号）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行します。

平成16年3月11日

長野県知事 田中康夫

第19条中「岡谷市」を「東御市にあっては上小地方事務所長、岡谷市」に改める。

産業振興課

長野県告示第146号

長野県中小企業高度化資金貸付規程（平成8年長野県告示第552号）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行します。

平成16年3月11日

長野県知事 田中康夫

第48条中「岡谷市」を「東御市にあっては上小地方事務所長、岡谷市」に改める。

産業振興課

長野県告示第147号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり検査を実施します。

平成16年3月11日

長野県知事 田中康夫

| 実施の目的 | 実施する区域 | 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 | 実施の期日 | 検査の方法 |
|----------------------|--|--|-------------------------|--|
| ブルセラ病、結核病及びヨーネ病予防のため | 南佐久郡 佐久町 南牧村のうち 板橋 海尻 海ノ口 広瀬 北佐久郡 軽井沢町 御代田町 立科町 浅科村 小県郡 武石村 和田村 青木村 諏訪市 伊那市のうち 富県 美篤 東春近 手良 伊那部 諏訪郡 原村 上伊那郡 辰野町 箕輪町のうち 箕輪 東箕輪 南箕輪村のうち 南原区以外 中川村 飯田市のうち 上久堅 千代 川路 三穂 下伊那郡 高森町のうち 吉田 下市田 泰阜村 大鹿村 松本市のうち 笹部 並柳 芳川 里山辺 入山辺 神林 笹賀 岡田 中山 内田 寿 大町市 塩尻市 木曾郡 開田村 大桑村 東筑摩郡 麻績村 南安曇郡 | 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛 | 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで | ブルセラ病 急速凝集反応法 結核病 皮内注射法 ヨーネ病 酵素免疫測定法による検査 又はヨーニン検査 |

| | | | | |
|--|-----------------------------------|--|--------------------------|---|
| | 豊科町 北安曇郡 小谷村 上水内郡 信濃町 | | | |
| | 県内全域 | 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及び当該雄牛と同一施設内で飼育している牛 | | |
| ヨーネ病発生予防のため | 県内全域 | <ol style="list-style-type: none"> 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛のうち、県外から導入されたものであって過去に県内で検査を受けたことのないもの 2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛のうち、県外から導入されたものであって過去に県内で検査を受けたことのないもの 3 1、2以外の牛で、検査が必要と認められるもの | 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで | 酵素免疫測定法による検査又はヨーニン検査 |
| 牛海綿状脳症発生予防のため | 県内全域 | <p>月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体</p> <p>ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）施行規則第4条に該当するものを除く。</p> | 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで | 酵素免疫測定法による検査 |
| 馬伝染性貧血発生予防のため | 県内全域 | <ol style="list-style-type: none"> 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬及び当該雌馬と同一施設内で飼育している馬 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及び当該雄馬と同一施設内で飼育している馬 3 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬 4 乗馬大会等に出場する馬 | 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで | 寒天ゲル内沈降反応検査 |
| 家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢発生予防のため | 県内全域 | 種鶏 | 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで | 急速凝集反応法 |
| 腐蛆病発生予防のため | 県内全域 | みつばち | 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで | 臨床検査及び細菌検査 |
| 牛のブルータンク、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予察のため | 県内全域 | 実施する区域で飼養されている牛（平成14年11月から平成15年4月までに生産され、かつ、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わないものに限る。）のうち、地理的、自然的条件を考慮して所轄家畜保健衛生所長が選定するもの | 平成16年6月1日から平成16年11月30日まで | ブルータンク 寒天ゲル内沈降反応法 アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱 中和試験 |

長野県告示第148号

農地事業補助金交付要綱（昭和35年長野県告示第90号）は、廃止します。

平成16年3月11日

長野県知事 田中康夫

農村整備課

長野県告示第149号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成16年3月11日

長野県知事 田中康夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所
木曽郡山口村大字山口2952の1・2952の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
〔次の図〕は、省略し、その図面を長野県林務部森林保全課及び木曽郡山口村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林保全課

長野県告示第150号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成16年3月11日

長野県知事 田中康夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681の5・3681の291・3681の300（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、3681の395、3681の402
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

長野県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年3月26日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月11日

長野県知事 田中康夫

3 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を長野県林務部森林保全課及び上高井郡高山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林保全課

長野県告示第151号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年3月11日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称
上田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
上田都市計画下水道事業 上田市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和42年10月5日から
平成20年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
昭和42年建設省告示第3326号、昭和43年建設省告示第308号、昭和46年長野県告示第621号、昭和51年長野県告示第174号、昭和56年長野県告示第661号、昭和62年長野県告示第186号、昭和63年長野県告示第787号、平成2年長野県告示第697号、平成5年長野県告示第919号、平成9年長野県告示第206号、平成11年長野県告示第600号、平成12年長野県告示第413号、平成13年長野県告示第302号及び平成14年長野県告示第530号の事業地のうち、上田市大字国分字古屋敷地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
変更なし

下水道課

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 東部望月線
 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|---|-----|-----------------------|----------------------|
| 北佐久郡北御牧村大字下之城字道上887番の1地先から 北佐久郡北御牧村大字下之城字伊勢山543番の1地先まで | 旧 | 5.0~17.8 ^m | 1.0563 ^{km} |
| | | 12.0~38.0 | 1.0738 |
| 同 上 | 新 | 12.0~38.0 | 1.0738 |

道路維持課

長野県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年3月26日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月11日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 飯島飯田線
 (3) 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|--|-----|------------------------|----------------------|
| 上伊那郡飯島町大字七久保2252番地先から 上伊那郡飯島町大字七久保1908番地先まで | 旧 | 13.9~16.8 ^m | 0.2185 ^{km} |
| | | 13.9~74.6 | 0.2185 |
| 同 上 | 新 | 13.9~74.6 | 0.2185 |

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 伊那生田飯田線
 (3) 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|--|-----|------------------------|----------------------|
| 駒ヶ根市大字中沢1822番の1地先から 駒ヶ根市大字中沢1790番の8地先まで | 旧 | 11.8~21.0 ^m | 0.1000 ^{km} |
| | | 12.7~39.0 | 0.1000 |
| 同 上 | 新 | 12.7~39.0 | 0.1000 |

- 3(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 伊那生田飯田線
 (3) 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|---|-----|-----------------------|----------------------|
| 上伊那郡中川村大字大草929番の4地先から 上伊那郡中川村大字大草1328番の3地先まで | 旧 | 3.5~15.8 ^m | 0.8846 ^{km} |
| | | 3.5~22.3 | 0.8846 |
| 同 上 | 新 | 3.5~22.3 | 0.8846 |

- 4(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 伊那生田飯田線
 (3) 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|-----|----------|--------|
| | | | m | km |
| | 上伊那郡飯島町大字日曾利603番の2地先から 上伊那郡中川村大字大草826番の1地先まで | 旧 | 4.9~16.7 | 0.8274 |
| 同 | 上 | 新 | 4.6~47.5 | 0.8274 |

- 5(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 駒ヶ根長谷線
 (3) 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|--|-----|-----------|--------|
| | | | m | km |
| | 駒ヶ根市大字赤穂15047番の11地先から 駒ヶ根市大字赤穂15047番の16地先まで | 旧 | 7.4~8.5 | 0.2109 |
| 同 | 上 | 新 | 10.1~26.9 | 0.2109 |

- 6(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 沢渡高遠線
 (3) 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|--|-----|-----------|--------|
| | | | m | km |
| | 上伊那郡高遠町大字上山田86番の1地先から 上伊那郡高遠町大字上山田2435番の331地先まで | 旧 | 7.0~23.0 | 0.2121 |
| 同 | 上 | 新 | 10.0~39.0 | 0.2121 |

- 7(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 西伊那線
 (3) 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|-----|----------|--------|
| | | | m | km |
| | 上伊那郡高遠町大字上山田86番の1地先から 伊那市大字美篤3945番地先まで | 旧 | 6.3~14.5 | 0.5800 |
| 同 | 上 | 新 | 8.5~39.0 | 0.5800 |

道路維持課

長野県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年3月26日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月11日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 152号
3 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|------------------------------------|---|-----|-----------------------|----------------------|
| 下伊那郡上村69番地先から 下伊那郡上村123番の14地先まで | | 旧 | 5.8~14.5 ^m | 0.7969 ^{km} |
| | | | 9.3~62.0 | 0.7787 |
| 同 | 上 | 新 | 9.3~62.0 | 0.7787 |

道路維持課

長野県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年3月26日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月11日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 有明大町線
3 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|---|-----|----------------------|----------------------|
| 大町市大字大町4024番の1地先から 大町市大字大町4067番の1地先まで | | 旧 | 5.2~8.2 ^m | 0.2268 ^{km} |
| | | | 16.0~24.8 | 0.2268 |
| 同 | 上 | 新 | 16.0~24.8 | 0.2268 |

道路維持課

長野県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年3月26日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月11日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道
(2) 路線名 406号
(3) 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|---|-----|----------------------|----------------------|
| 上水内郡戸隠村大字祖山字砂田645番の1地先から 上水内郡戸隠村大字祖山字砂田642番の3地先まで | | 旧 | 6.8~8.2 ^m | 0.0320 ^{km} |
| | | | 6.8~8.2 | 0.0320 |
| 同 | 上 | 新 | 6.8~8.2 | 0.0320 |

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 丸子信州新線
 (3) 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|--|-----|----------|--------|
| | | | m | km |
| | 更級郡大岡村字芦ノ尻丙4241番の3地先から 更級郡大岡村字芦ノ尻丙4026番の1地先まで | 旧 | 3.6~9.6 | 0.6627 |
| 同 | 上 | 新 | 7.4~16.8 | 0.6800 |

- 3(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 長野菅平線
 (3) 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|--|-----|----------|--------|
| | | | m | km |
| | 長野市大字風間字芹土594番の1地先から 長野市大豆島西沖8番の2地先まで | 旧 | 5.8~9.5 | 0.3122 |
| 同 | 上 | 新 | 9.5~15.5 | 0.3122 |

- 4(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 長野真田線
 (3) 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|--|-----|-----------|--------|
| | | | m | km |
| | 長野市稲里町下水鉋字上街渠1140番の1地先から 長野市稲里町下水鉋字蛭窪534番の1地先まで | 旧 | 8.5~20.8 | 0.5700 |
| 同 | 上 | 新 | 27.1~65.4 | 0.5700 |

- 5(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 長野上田線
 (3) 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|--|-----|----------|--------|
| | | | m | km |
| | 長野市篠ノ井塩崎字並柳287番の2地先から 長野市篠ノ井塩崎字上縄手139番の16地先まで | 旧 | 6.9~15.7 | 0.1659 |
| 同 | 上 | 新 | 6.9~17.3 | 0.1659 |

- 6(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 関崎川中島停車場線
 (3) 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|--|-----|----------|--------|
| | | | m | km |
| | 長野市稲里町下水鉋字上街渠1145番の3地先から 長野市稲里町下水鉋字田中島1134番の3地先まで | 旧 | 9.0~37.2 | 0.1000 |
| 同 | 上 | 新 | 9.5~41.7 | 0.1000 |

長野県告示第157号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年3月26日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月11日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 路線名 飯島飯田線
- (2) 供用を開始する区間
上伊那郡飯島町大字七久保2252番地先から
上伊那郡飯島町大字七久保1908番地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成16年3月11日

- 2(1) 路線名 伊那生田飯田線

- (2) 供用を開始する区間
駒ヶ根市大字中沢1822番の1地先から
駒ヶ根市大字中沢1790番の8地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成16年3月11日

- 3(1) 路線名 伊那生田飯田線

- (2) 供用を開始する区間
上伊那郡中川村大字大草929番の4地先から
上伊那郡中川村大字大草1328番の3地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成16年3月11日

- 4(1) 路線名 伊那生田飯田線

- (2) 供用を開始する区間
上伊那郡飯島町大字日曾利603番の2地先から
上伊那郡中川村大字大草826番の1地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成16年3月11日

- 5(1) 路線名 駒ヶ根長谷線

- (2) 供用を開始する区間
駒ヶ根市大字赤穂15047番の11地先から
駒ヶ根市大字赤穂15047番の16地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成16年3月11日

- 6(1) 路線名 飯島停車場日曾利線

- (2) 供用を開始する区間
上伊那郡飯島町飯島1177番の1地先から
上伊那郡飯島町飯島1179番の12地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成16年3月11日

- 7(1) 路線名 沢渡高遠線

- (2) 供用を開始する区間
上伊那郡高遠町大字上山田86番の1地先から
上伊那郡高遠町大字上山田2435番の331地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成16年3月11日

- 8(1) 路線名 西伊那線

- (2) 供用を開始する区間
上伊那郡高遠町大字上山田86番の1地先から
伊那市大字美篤3945番地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成16年3月11日

道路維持課

長野県告示第158号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年3月26日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月11日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 有明大町線
- 2 供用を開始する区間
大町市大字大町4024番の1地先から
大町市大字大町4027番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成16年3月11日

道路維持課

長野県告示第159号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年3月26日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月11日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 路線名 406号
- (2) 供用を開始する区間
上水内郡戸隠村大字祖山字砂田645番の1地先から
上水内郡戸隠村大字祖山字砂田642番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成16年3月11日

- 2(1) 路線名 406号

- (2) 供用を開始する区間
長野市大字村山字伊勢社前241番の1地先から
長野市大字村山字地藏窪70番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成16年3月11日

- 3(1) 路線名 長野菅平線

- (2) 供用を開始する区間
長野市大字風間字芹土594番の1地先から
長野市大豆島西沖8番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成16年3月11日

道路維持課

長野県長野地方事務所告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第3項の規定により、長野広域連合長から平成16年2月10日付けで規約の変更の届出がありました。

平成16年3月11日

長野県長野地方事務所長 金井範夫

市町村課

長野県公営企業告示第1号

昭和62年長野県公営企業告示第3号(収納取扱金融機関の指定)の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行します。

平成16年3月11日

長野県公営企業管理者 古林弘充

別表中「小県郡東部町」を「東御市」に改める。

総務課